

令和6年 第8回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年8月9日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年8月9日 午後12時30分
- 2 開催場所 カルチャーセンター大会議室
- 3 出席委員 16名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博 13番委員 阿 部 敏 男
14番委員 原 澤 幸 好 16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子
18番委員 戸 澤 奈実恵
- 4 欠席委員 3名
15番委員 原 澤 章 19番委員 中 島 工 リ 12番委員 庭 野 明
- 5 議事録署名委員
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 義 信 書記 中 山 文 弥 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第28号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
- 報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による届出について
(2)農地所有適格法人の要件適格について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第21条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子開会を宣す。
顛 末
議 長 会長議長となり、議事録署名委員に4番林功委員・5番片野羊二委員を指名し議事に入る。

議事に入ります。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件 7件

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより番号順にご審議いただきたいと思います。

番号1に入らせていただきますが、私の担当地区なので私のほうから現地の調査報告を申し上げたいと思っております。

1番の〇〇地区担当の櫛渕です。

農地法第3条の申請事案が出てまいりましたので、8月3日、現地の確認に行っていました。今映っているところですが、左側の〇〇川に架かっているのが〇〇の橋です。それから、ちょっとこっちのほうが〇〇で、その下のほうが〇〇かな。その中間で線路のすぐ上に住宅がございます。そこから西止まりというかな、そこが現場の場所でございます。畑で200何ぼだったっけ、295㎡かな。

それで、3日にお伺いしまして、主にここを耕作しておられる〇〇さんにお会いすることができまして、今後とも私がやれるうちはやっていきたいんですけどというようなお話を伺いながら、今は家庭菜園でトウモロコシとかそうです、このような自家野菜が栽培されており、それからももとはここは水田だったそうです。ですが、減反政策によって畑になって、それから作られているようなお話がございました。今後とも私がやれるうちはやっていきたいと思うなんていう話で、それから農地としてご覧いただくように、周辺に与える影響とかそういうものは今のところはないかなと思っておりますので、皆さんのご審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

それでは、皆様のほうからご意見、ご質疑お受けしたいと思っております。

（「なし」の声）

ありがとうございます。

なしのお声がかかりましたので、お諮りいたします。26号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可と決定いたします。

続いて、議案第26号の番号2について、担当委員さんより現地調査報告をお願いいたします。

4番委員

お世話になります。4番、〇〇地区担当の林功です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

8月6日、高橋品子委員と共に現地調査を行いました。申請地は、〇〇線より南へおよそ500mのところですよ。6日、〇〇さんに直接お会いいたしましたし確認をいたしました。譲渡人の〇〇さんは、相続により取得いたしましたが高齢により現在耕作をしている〇〇さんに譲渡したいということでした。譲受人の〇〇さんは、自作地に隣接していて、現在も借りて耕作をしているんですが、そのまま耕作をしたいということです。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は300日で、果樹を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、果樹栽培を計画されており、周辺の耕作はリンゴ園のため支障はありません。その他に懸案事項は特にございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

では、お諮りいたします。議案第26号の2の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号番号3について担当委員さんよりご説明を求めます。

5番委員

5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いします。

農地法第5条における申込書、調査結果をいたします。

調査結果は、8月3日、現地を調査しました。上〇〇より約東側へ1.5Kmくらいのところにあります。3日、〇〇さんに電話で確認したところ、譲受人として私が用地を借り受けるから譲渡してもらうということでした。親戚なので電話しようと思ったんですが、本人が確認したら大丈夫ですからということで、申し訳なかったんですけども、譲渡人のほうには知人のほうには連絡はしてありません。農地の利用は所有機械、農業技術、営農関係、確認済みでございます。年間日数は200日ぐらいになりまして、耕作しているのは米、トマトとか。あと果物などを作っておりますが、そこはちょっと確認ができませんでした。周辺の農地に対する計画、実行、その他の支障はありませんでした。周囲の耕作、営農はありませんし、経営も大丈夫でした。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けまして、皆様のほうからのご質疑をお受けいたしたいと思えます。

(「なし」の声)

なしの声がございました。議案第26号の3の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定します。

番号4番に移ります。議案第26号番号4番について担当委員さんより調査

報告をお願いいたします。

9 番委員

9 番〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告をいたします。

去る8月7日、現地調査を行いました。申請地は〇〇よりおおむね西へ1 K mのところでは。7日、譲受人〇〇さんに直接お会いして耕作についてお話を伺いました。また、8月8日、譲渡人の〇〇さんに会いまして話合いのいきさつなども伺いました。また申請地、これは両隣は〇〇さんが耕作している畑がありまして、主に夏は野菜でナス、キュウリ等の栽培をこれからするという事です。そして、主にワラビの栽培をしておられます。それで、面積は国土整備しているところなのでおおむね妥当だと思います。そして、本人はちょうど間に挟まっている土地なので、購入して耕作を広くして使いたいということでありました。そして、周りの農地に対しては気がかり、影響はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告をお聞きいただきまして、皆様のほうからのご質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、議案第26号の4の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続いて、番号5番に移ります。議案第26号番号5について担当委員さんの現地調査報告をお願いいたします。

11 番委員

11 番、〇〇地区担当の藤井です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

8月1日に現地調査を行いました。申請地は〇〇より西へ500m、もう1か所が東へ500mのところでは。1日、〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。譲渡人が農業を営んでいますが、後継者もなく経営の規模を縮小したい、そのため譲渡したいということです。また、譲受人は農業経営を安定させるとともに規模を拡大し、稲作とそばを中心に耕作したいということでした。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は250日で、稲作、ソバ、果樹を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障のほうは、稲作、そばの耕作を計画されており、周辺の耕作は田畑のため支障はありません。その他に懸案事項等はございません。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けまして、皆様のほうからのご質疑、お受けいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

では、お諮りいたします。議案第26号の5の案件は許可としてよろしいで

しょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案6番、議案第26号番号6についてについて担当委員さんより調査報告をお願いいたします。

14番委員

14番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法第3条の規定による許可申請が出たので現地調査しました。

7月30日、現地調査し、これは〇〇さんの宅地と農地との間にある中地というんですかね、農道が通っていない農地なんですけれども、これを譲りたいということで、それじゃ受けますということで、現実は今ちゃんと耕作して水がたまっている状態です。それで、巡りがみんな〇〇さんの田んぼでちょうど一画、家もそこなんで一画なので維持管理するのはちょうどいいかなと思っています。それで、〇〇さんは高齢で今痴呆症が入っていてほとんど不可能、それで、〇〇と〇〇の脇を歩いていくんですけど、農機具は入らない農地になっています。だから、ちょうど〇〇さんが引き受けてくれて耕作する場合は、農地が維持管理できるかなと思って見てまいりました。

皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

皆様方のご質問、ご質疑お受けいたしたいと思っております。

(「なし」の声)

それでは、お諮りいたします。ただいまの議案第26号の6の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続いて、議案第26号番号7について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

14番委員

14番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法第3条の規定による許可申請が出たので現地調査してまいりました。

7月31日に〇〇さんと一緒に現地を見てまいりました。それで、この農地の上のほうが今の言う〇〇さんの農地で4反あって、その下の土地なんですけれども、その上の土地が水利権というんか、〇〇の今の〇〇さんではやっているの、そこをほかの人に農地が譲られると水のほうが不便だということで取得するという、そういうことらしいんですけども、ここは一画が全部なって、現在は〇〇の〇〇さんが採草地として繁殖牛なんですけれども、草地として利用しています。それを譲り受けると、そういうことです。だから、水の関係でどうしてもそこを取得したいという、そういう意向であります。1軒ですので維持管理してもらえれば農地として荒れないからいいのかなと、現地調査してまいりました。

皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告を受けまして、皆様方のご質疑お受けいたします。い

かがでしょうか。

（「なし」の声）

それでは、お諮りいたします。議案第26号の7番の案件は許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

そしたら、5ページをお開きください。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より説明がございました。

これより、番号1番より審議をお願いいたしたく思います。

議案第27号番号1について、担当委員さんより調査報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いいたします。

農地法5条による申入れの審査について報告いたします。

農地は〇〇より下へ約250mのところですが、8月3日の日に現地調査を行い、申込者の〇〇さんに確認を取りましたところ、今までは駐車場として使っておりましたが、今回からはちゃんと申請し、自分ちの土地にして駐車場として使いたいということで申請がありました。申込書、見積り、計画書、資金その他も関係はございませんので、皆さん早めの着工にしたいということで、申請をよろしくお願いいたしますと本人から言われましたのでよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

始末書添付の申請事案でございます。皆様のほうからのご質疑お受けいたしたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」の声）

なければ、お諮りいたします。議案第27号の1の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。

続いて、議案第27号番号2について、担当委員さんよりの調査報告をお願いいたします。

9番委員

9番、〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。

農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇より西南におおよそ1 Kmのところであります。8月6日、現地調査を行い、翌日、代理人に連絡、確認をいたしました。〇〇さんが休耕地中の畑で、この〇〇さん、〇〇の橋の補強工事をする会社ですが、その会社の資材置場、仮事務所、また駐車場として使いたいということでありました。実行は確実だと思われます。申請書、見積書、設計書、資金等は確認をさせていただきました。また、この実行によって周辺農地に対する影響はないと思われます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

工事に伴う資材置場ということで一時転用、令和10年12月、10年いっぱいというような感じでございます。皆様のほうからのご質疑お受けいたしたいと思っております。

ないようですので、お諮りいたします。議案第27号の2の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第28号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりご説明がございました。

事務局

6ページをお開きください。

議案第28号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年4,540㎡、使用貸借の通年4,750㎡、利用権存続期間は10年9,290㎡、畑の賃貸借の通年4,093㎡、使用貸借の通年11,061㎡、利用権存続期間は10年15,154㎡、田と畑の合計は24,444㎡です。貸し手は6戸、借り手は3戸でございます。

9から11ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ご説明ありがとうございました。

このことについてお聞きしたいことがありましたら、皆様のほうからお受けいたしたいと思います。

ないようですので、承認といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

承認といたします。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

(1) 農地法第18条6項の規定による届出について、事務局よりご説明が
ございます。

事務局

12ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

次のとおり届出を受理しましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がございました。

先ほどの3条で売買の〇〇さんのことはありました。このことであろうかと思
うわけでございます。

皆様のほうから何かご質疑、お聞きしたいことがありましたらお願いいたし
ます。

(「なし」の声)

農地法第18条第6項の規定による届出についてご了承いただきたいと思っ
ております。

続きまして、(2) 農地所有適格法人の要件適格について、事務局よりご報
告をお願いいたします。

事務局

13ページをお開きください。

報告の前に農地所有適格法人についてご説明いたします。

議案書と一緒にこちらの横版のカラー刷りの資料があったかと思うので、こ
ちらをご覧ください。

では、農地所有適格法人とは、その名のとおり農地を所有することができる
法人のことですが、農地所有適格法人になるために許可や承認は必要ありませ
んので、最初にそちらのほうをご承知おきください。

農業に参入する場合、農地の全てを効率的に利用すること、周辺の農地利用
に支障がないことと個人も法人も共通の基本的な要件を満たす必要がありま
す。法人は、このほかに農地法第2条第3項に定められている4つの要件を満
たすと、農地所有適格法人として農地の所有が可能になります。

その4つの要件というのが法人形態、事業内容、議決権、役員とあり、裏面
に詳しく記載されているのでそちらのほうをご覧ください。

1の法人形態要件は、株式会社、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同
会社のいずれかであること。

2の事業要件は、売上高が過半を超える主たる事業が農業であること。

3の議決権要件は、全ての議決権のうち農業関係者が過半を占めること。

4の役員要件は2つありまして、1つ目が役員の過半が年間150日以上農
業に従事すること。2つ目が役員または重要な使用人の1人以上が年間60日
以上農作業に従事すること。

こちらで言う農業というものは、農畜産物の製造・加工、販売を含むこと
です。そして、農作業というのは、田んぼや畑での作業のことをいいます。

これらの要件を確認した結果、全ての要件を満たす法人から届出があったた
め今回の報告事項となります。

それでは、資料をご覧くださいながら議案書のほうにお戻りください。

報告第2号 農地所有適格法人の要件適格について。

届出のあった法人が農地法第2条第3項各号の要件を満たしていることを確認しましたので報告いたします。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ご説明いただきました。

これについて農業委員会がどうこうするということではなくて、報告事項ということで皆さんが認識していればいいということでございましょうか。

事務局

はい。

議 長

ということだそうでございます。ご承知おきいただければと思っております。

皆さんからのご質疑、ほかにございましたらお受けいたしたいと思えます。

この要件を全て〇〇さんの〇〇が満たしているということで認識していてよろしいんですね。細かいことをすり合わせていないのでちょっと分かんないけどもということですよ。

事務局

はい、全ての要件を満たしているということを確認のほうをさせていただきました。

議 長

はい、分かりました。

皆様のほうからご意見ございましたらお願いいたします。

ないようですので、皆さん、ただいまの件はご承知おきいただきたいと思っております。

大きな6番、その他に移らせていただきます。

皆様のほうから何かございましたらお願いいたします。

事務局、ご用意がありましたらお願いいたします。

事務局

特に用意はありません。

議 長

以上で本日の議事、報告事項の全てを終了いたしたいと思えます。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後1時15分〕